

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：母子保健指導費

事業名 総合周産期母子医療センター運営事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医療整備係 電話番号：058-272-1111 (内 2535)

E-mail： c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 13,969 千円 (前年度予算額：22,969 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	22,969	16,395	0	0	0	0	0	0	6,574
要求額	13,969	6,984	0	0	0	0	0	0	6,985
決定額	13,969	6,984	0	0	0	0	0	0	6,985

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

岐阜県総合医療センターは、県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、最も高度な医療を必要とするハイリスク新生児や妊婦を受け入れる体制を維持している。MFICU病床利用率は70%程度となっており、また圏域外からの妊婦搬送事例も多い。

本県の周産期医療体制の維持のため、総合周産期母子医療センターの機能を強化することが必要である。

※MFICU Maternal Fetal Intensive Care Unit の略

母体胎児集中治療室。重い妊娠高血圧症候群、前置胎盤、合併症妊娠、切迫早産や胎児異常等ハイリスク出産の危険が高い母体・胎児を治療するための部門。

(2) 事業内容

総合周産期母子医療センターとして、リスクの高い妊産婦や新生児を受入れ、適切な治療を行う体制を維持するために、医師や看護師を配置するために必要な財政的援助を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

負担区分：国 1 / 3、県 1 / 3、事業者 1 / 3

県の周産期医療体制の維持のため、総合周産期母子医療センターへ県が財政的支援を行うことは妥当である。

○補助対象医療機関：岐阜県総合医療センター

・M F I C U 運営費・搬送受入促進事業：	14,895千円
・母体救命強化加算：	14,937千円
合計	29,832千円

○補助額

29,832千円 × 1 / 3 (国費 1 / 3) × 想定内示率 ≒ 6,984千円

29,832千円 × 1 / 3 (県費 1 / 3) × 想定内示率 ≒ 6,985千円

(4) 類似事業の有無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	13,969	総合母子医療センターの運営費に係る補助金
合計	13,969	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・地域医療確保のための行動計画（岐阜県地域医療対策協議会報告）

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

総合周産期母子医療センターは、地域周産期母子医療センターとともに、三次周産期医療機関のネットワークを形成し、24時間体制でハイリスク妊産婦及び新生児の受入れを行っているため、人件費でセンターの運営に係る財政的な負担が大きい。そのため国費及び県費で補助を行うことにより、安定した運営を行うことができ、その結果、県内の周産期医療体制の充実につなげられる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

運営費補助のため、指標を設定することはできない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

総合周産期母子医療センターの運営費に必要な人件費等の補助を行う。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

岐阜県では総合周産期母子医療センターをはじめ、各地域周産期母子医療センターが三次周産期医療機関のネットワークを構築し24時間体制で対応しており、高度で適切な治療体制を維持しているが、医師や看護師の確保等に係る費用負担が大きい。そのため、総合周産期母子医療センターの運営費を補助することにより、センターを運営する医療機関の経営の安定化及び県内の周産期医療体制の充実に寄与した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	総合周産期母子医療センターへの補助が県内の周産期医療体制の充実につながるため、事業の必要性が高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	総合周産期母子医療センターをはじめ、各地域周産期母子医療センターが三次周産期医療機関のネットワークを構築し、24時間体制でハイリスク妊産婦及び新生児に対する高度な医療を提供する体制を維持することができるため、有効な事業である。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	国費及び県費を併用することにより、効率的に補助を行うことができている。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 産科及び新生児科の医師は地域偏在傾向があるため、県内全体での支援体制を整える必要がある。
--

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 安定した総合周産期母子医療センターの運営を行っていくために、今後も国費及び県費を活用し継続して事業を実施していく。
--